

市貝町新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業  
費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大の影響により、地域経済が停滞している中、事業者の経済活動による感染を予防しながら事業継続ができるよう支援し、地域経済の維持及び回復を図ることを目的に感染症拡大防止対策を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において市貝町新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市貝町補助金等交付規則（昭和51年市貝町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市貝町内に事業所を有し、農業以外の事業を営み、市貝町新型コロナウイルス感染拡大防止取組宣言（以下「取組宣言」という。）を行う企業、個人事業主

(2) その他取組宣言を行う者で町長が認める者

2 前項の取組宣言を行う者は、店舗等の目につきやすい場所に宣言書（別記様式第1号）を掲示するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としないものとする。

(1) 宗教上の組織又は団体

(2) 政治団体

(3) 市貝町暴力団排除条例（平成23年市貝町条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等に該当する者

(4) 法令及び公序良俗に反する事業を行う者

(5) その他町長が不相当と認める者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、町内の事業所において3密・濃厚接触を避けるための感染拡大防止を目的とした対策経費のうち、パソコン、タブレット端末、プリンターに代表される汎用性がある機器等及び事務的経費を除いた次の各号に定めるものであって、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間内に代金を支払った事実が証明できるものとする。

(1) 飛沫感染予防資材費

ア 防護眼鏡及びアクリルパネル等

イ マスク

ウ その他飛沫感染を予防するための資材で、町長が認めるもの

(2) 接触感染予防資材費

ア 手指消毒用の薬剤

イ 除菌シート等の清掃資材

ウ その他接触感染を予防するための資材で、町長が認めるもの

(3) 空気感染予防設備費

ア 密閉空間を解消する扇風機、換気扇設置等

イ その他空気感染を予防するための設備で、町長が認めるもの

(4) 感染が疑われる者の把握器具費

ア 非接触型体温計

イ その他感染が疑われる者を把握するための器具で、町長が認めるもの

(補助金の額等)

第4条 補助金額は、補助対象経費の千円未満を切捨てた額とし、その額が10万円を超過する場合は上限を10万円とする。

(事業実施期間)

第5条 この事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、市貝町新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助金交付申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 購入した資材等の写真

(2) 購入した資材の数量が分かる請求書並びに金融機関等の振込済

証明書の写し、もしくは、購入した資材の数量がわかる領収書又はレシート

(3) 誓約書兼同意書（別紙1）

(4) その他町長が必要と認める書類

（決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときには、速やかに申請書の内容を確認及び調査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の可否を決定した場合は、市貝町新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助金交付決定（却下）通知兼額確定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 規則第18条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、市貝町新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助金交付請求書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 交付決定指令書の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 町長は、規則第17条の規定により補助金の交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定後において、第2条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

(2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付決定を受け、又は受けようとしたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された者は、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。